

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（7月7日の持ち帰り事項）

No.41 （議会事務局）

第17条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、地方自治法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置する。

2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案・政策提言活動、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。

3 議長は、地方自治法第138条第5項の規定により、議会事務局の職員を任免する。

4 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関して、市長にあらかじめ協議するよう求めることができる。

<参考>

◆ 地方自治法第138条

第1項 都道府県の議会に事務局を置く。

第2項 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

第5項 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。

◆ 調布市議会基本条例

第18条 議会は、議員の資質を高め、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び体制の整備を図るものとします。

2 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関し、その任免権を行使するものとします。

3 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関して、市長にあらかじめ協議するよう求めることができます。

<説明>

◆ 第3項で「議長が職員を任免する」と規定しており、第4項で「職員に係る人事に関して、市長にあらかじめ協議するよう求める」と規定しているのは、矛盾しているとの意見がありました。

各会派の意見・代替案などをご提案ください。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	×	3項は上位法にあり記載の必要はない。また、議会事務局設置条例にも規定されている。 4項は矛盾しており削除する。
日本共産党	△	4項「市長に協議することを求めることができる」と「あらかじめ」をとる
公明党	○	上記案文にてOK。 3項と4項が矛盾しているが、あえて、良しとする。 4項のみ削除する方法もある。
市議会民主党	○	【意見】 1、2項はこれでいいと思います。3、4項については、職員の人事権は市長の専権事項という位置づけからすると、このような記述はやむを得ないと考えます。
みんなの党	○	第3項「任免する」第4項「協議する」文言の使い方に矛盾という違和感がある。調布市議会のように「任免権を行使するものとします。」にすれば「矛盾」という印象は無くなる。
生活者ネット	○	矛盾がないとは言えないが、議会事務局員が市職員である現実ではしかたがない。
改革連合	×	色々考えたが、文章上の矛盾を解決できない。削除すべきと思う。
市民自治	○	実態に即し、4項は必要と考える。
市民会議	△	第1項○ 第2項・・・役割を担うための体制を充実させるものとする。 第3項○ 第4項不要（実務については解説に載せる）
こがおも	△	4項は削除してはどうでしょうか。申し送りにあるように、並列していると確かに矛盾します。3項で述べられてあること自体が重要であり、その運用は3項の範囲内で実行するという理解です。

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（7月7日の正副調整事項）

No.42 （議会図書室）

第18条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、市が設置する情報公開コーナー等との連携を図るものとする。

<説明>

- ◆ 条文は概ね一致。
- ◆ 例規集 P229 の表現を、この条文に合わせる（調査・研究・政策立案） → 第1班へ
- ◆ 市民が利用できることについては、逐条解説でうたう。
（参考）地方自治法第100条
第20項 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。
- ◆ 「行政資料室等」とあるところは、事務局で調査したところ「現在、行政資料室ではなく法務資料室となっており、総務部が法務的な調査をする際に使う資料が置いてある部屋という位置づけ」になっていたため、正副座長で調整し、「情報公開コーナー等」に変更しました。
- ◆ 「情報公開コーナー」や「図書館」と連携することで、資料の有効活用を図る。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	○	
日本共産党	○	
公明党	○	特になし
市議会民主党	○	【意見】 1項は了承です。2項について、現状のスペース効率を考え、行政資料室と議会図書室を統合し、「議会図書室・行政資料室」とすることを提案します。情報公開コーナーとの連携が適切かは、皆さんの意見を伺いたいです。ただしこの問題については、市民の立場に立った上で議論、検討し、議会図書室のあり方を検討すべきと考えています。
みんなの党	○	
生活者ネット	○	
改革連合	○	
市民自治	○	
市民会議	△	第1項があれば、第2項も包含できるのではないか
こがおも	○	「2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市が設置する情報公開コーナー等との連携を図るものとする。」は結局誰のために、何のために実施するのか分かりづらい。ゆえに、「2 議会は、市が設置する情報公開コーナー等と連携を図り、議会図書が市民に広く活用されることを目指すものとする」に変更してはどうでしょうか。

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（7月7日の正副調整事項）

No.43 （議員報酬）

第20条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第21号）に定めるものとする。

2 議会は、議員報酬の額の改定に当たっては、小金井市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第26号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、財政事情、市政の現状及び課題を考慮するとともに、市民の意見を聴取するものとする。

~~3 議員報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬の額について小金井市特別職報酬等審議会の意見を聴くものとする。~~ ⇒削除

<説明>

- ◆ 議員報酬の額の改定について、その手続き（手順）の明確化。
- ◆ 上げるにしても下げるにしても、議員の勝手な判断とみなされないよう、第三者機関（この場合は報酬審）の意見を求める構造になっている。
- ◆ 第3項を削除し、第2項を調布市及び多摩市の議会基本条例を参考に修正をしました。

<参考1> 調布市議会基本条例

第22条 議会は、議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例（昭和39年調布市条例第32号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政に関する現状、課題、将来の予測等を考慮するものとします。

<参考2> 多摩市議会基本条例

第23条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年多摩市条例第10号）に定めるものとします。

2 議員報酬の改正の決定に当たっては、多摩市特別職報酬等審議会条例（昭和43年多摩市条例第30号）第2条の規定に基づく審議会意見のほか、財政改革の視点、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を十分に反映して決定するものとします。

<参考3> 新基本法コンメンタール 地方自治法（P241）

第203条の議員報酬について

一般に報酬とは「一定の役務の対価として与えられる反対給付」をいうが、議員報酬についても同様に解され、常勤職員に対する給与（「職務の円滑な遂行を支えるための生活保障の給付」たる生活給）とは区別されている。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	○	3項は報酬審が市長の諮問機関であることから明記は適切でないと考え、削除については賛成する。
日本共産党	○	
公明党	○	上記案文にて OK。
市議会民主党	○	【意見】 20条を1、2項のみとし、整理する提案には賛成です。
みんなの党	○	
生活者ネット	○	
改革連合	○	
市民自治	○	
市民会議	△	第1項○ 第2項議員報酬の改正の決定に当たっては、小金井市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第26号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、財政改革の視点、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を十分に反映して決定するものとする。
こがおも	○	これで良いと思います。

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（7月7日の持ち帰り事項）

No.44 第7章 本条例の位置づけ

（他の条例等との関係）

第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範である。

2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に反してはならない。

<検討事項>

- 1 条例の位置づけについてどうするか・・・市の条例としては他の条例と同列だが、議会においては最高の規範性をもつもの（議会における最高規範）である。
- 2 憲法や地方自治法といった、市（地方自治体）より上位の法令との位置関係についての表現はどうするか。もし、うたうとすれば具体的な条文はどのようなものになるか。
- 3 条文そのものの位置（場所）について・・・提案のように最後尾の位置で良いか。それとも、流山市議会基本条例のように先頭の位置にするか。

<参考1> 多摩市議会基本条例

（前文）・・・市議会についての最高規範として、ここに「多摩市議会基本条例」を制定するものです。

（条文）

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範です。

2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に反してはなりません。

<参考2> 調布市議会基本条例

第10章 条例の位置付け及び見直し手続

（条例の位置付け）

第23条 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、若しくは改廃し、又は解釈する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

（見直し手続）

第24条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。

【調布市議会基本条例の解説】

第10章では、本条例の市議会における位置付け、見直し手続を定めています。法の位置付けとしては他の条例と同列ですが、市議会における条例等の制定または改廃に当たっては、この条例の趣旨を十分に尊重することを定めています。また、市民意見や社会情勢を勘案して、必要に応じて見直しを行うことを定めています。

<参考3> 流山市議会基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会運営における規範的事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

(他の条例との関係)

第2条 第1条の規定に基づき、この条例の趣旨に反した議会運営に関する条例、規則等を制定してはならない。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	×	上位法との関係を考えて、議会における最高規範を前文と条文で明文化するよりも前文で明記していれば市民に誤解を与えることはなくなる。
日本共産党	○	条文で規定する
公明党	○	<ul style="list-style-type: none"> ・市の条例としては他の条例と同列だが、議会においては最高の規範性をもつもの（議会における最高規範）である・・・という認識が重要。これであれば、上位法との整合性を特にうたう必要はない。 ・条例におけるこの条文の位置は、特にこだわらない。適切などころ一か所に入れる。（前文の記載はカウントしない）
市議会民主党		【意見】 1項は了解です。2項について、「条例に反してはならない」という強い表現ではなく、調布市の表現を参考に。条文の位置については、前文の議論と並行し検討したいと考えています。
みんなの党	○	「議会における最高規範」よりは「議会運営における規範的事項を定める」（流山市）とした方が、わかり易いのではないか。
生活者ネット		第1条（目的）で「基本的事項を定めることを目的とする。」としているため、第22条1項は削除、2項を繰り上げる。（最高規範という言葉は前文に明記）
改革連合	△	「最高規範」という文言が適切かどうか、全体のバランスをみてもう少し考えたい。
市民自治	○	条文の文言はよいが、位置は再検討が必要。総則に置くなど。自治法、憲法と照合しながら策定を進めているので齟齬はなく、あえて言及する必要はないと考える。
市民会議	○	条例の先頭で規定すべきと思いますが、強くはこだわりません。
こがおも	○	前文でも記載し、この条文でも記載する。その場合は条文の場所はこの条立てで良い。上位法令との位置づけは、逐条解説で述べればよいと思います。

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（7月7日の持ち帰り事項）

No.45	（条例の検証等）
第22条	
（案1）	議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において必要に応じて検証するものとする。（3会派）
（案2）	議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。（2会派）
2	前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

<説明>

第22条は、第1項について二つの案が提示されている。

「案2」を推奨する会派からは、具体的な期間（検証の頻度）について提案してください。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	案1	
日本共産党	案1	
公明党	○	第1項は、案1とする。
市議会民主党		【意見】 基本条例制定後は、初の運用になるので、ひとまず2年後に一度振り返り、効果等を検証するのはどうか。その後の見直し期間についても、その際に検討する。
みんなの党	○	（案1）
生活者ネット	2案	所沢市議会を参考に検証と研修を兼ねる。 第27条 議会は、議員の一般選挙後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。 2 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。
改革連合	案2	2項との流れを見ると、1項でどこで検証するかを記載し、2項で必要に応じて適切な措置をとることを記載している。
市民自治	○	最初のうちは1年ごとにある程度見直したほうがよいのではないだろうか。

市民会議	○	<p>検証する規定が盛り込まれていれば、条文にはこだわりません。しかし、期間を決めて行なうことには反対。(素早い改正が出来なくなる)</p>
こがおも	案2	<p>やはり、定期的に検証することを明確にしたほうが良いと考えます。やりっぱなしは良くなく、運用実態を踏まえ検証をし必要であれば見直し、また実行する、という PDCA を回していかなければなりません。任期4年を想定すると、2年経過したところで一通り検証するのが良いでしょう。</p>